

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 10 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品に別表 1 及び 2 の医薬品が、同法第 4 条第 3 項第 4 号ロの規定に基づく特定要指導医薬品及び同法第 4 条第 6 項の規定に基づく要指導医薬品に別表 1 の医薬品が、本日指定されましたので、お知らせします。

なお、別表 1 及び 2 の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html>)
において掲載いたします。

(別表 1)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間 (予定)
レボノルゲストレル	レソエル 72	富士製薬工業株式会社	令和 8 年 2 月 10 日	安全性等に関する製造販売後調査期間 (3 年又は同一性を有すると認められた品目の残余期間)

(別表 2)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間 (予定)
メロキシカム	イブモービック	エスエス製薬株式会社	令和 8 年 2 月 10 日	安全性等に関する製造販売後調査期間 (3 年又は同一性を有すると認められた品目の残余期間)